

各 位

会 社 名 株式会社シーエーシー
代表者名 代表取締役社長 酒 匂 明 彦
(証券コード 4725 東証 1 部)
問 合 先 執行役員
責 任 者 経営統括本部長 大 須 賀 正 之
(電 話 03-6667-8010)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社が東京地方裁判所において係争中でありました訴訟について、本日、下記のとおり和解が成立しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、株式会社インターネット総合研究所（以下、IRI）が実施した公開買付への応募により、平成 17 年 8 月、所有する株式会社アイ・エックス・アイ（以下、IXI）の株式のすべてを約 112 億円で IRI へ譲渡しました。その後、平成 19 年 1 月に IXI は経営破綻しましたが、これは、IXI の売上高の大半が不正な循環取引に基づいて計上されたものであったことなどにその原因があるとして、IRI は、当社、および当社役員(当時)と当社従業員などを相手方として、損害賠償請求、および不当利得の返還請求などを内容とする訴訟を平成 19 年 9 月に提起しました(請求金額：143 億 8,033 万 2,960 円および遅延損害金)。

当社では、原告主張の損害賠償金の支払い義務ないし売買代金の返還義務がないことを確信し、全面的に争ってまいりましたが、弁論準備等により双方間の主張を重ねた今般、東京地方裁判所から本件を収束するべく、強い和解勧告が行われました。

これを受け、本件訴訟への今後の対応方針を検討したところ、訴訟を継続した場合に売買契約の錯誤無効が認められる可能性が高く見込まれるとの意見を訴訟代理人から受領いたしました。錯誤無効は当該取引自体をなかつたこととする法制度のため、これが認められた場合、本件株式の売買代金全額である約 112 億円に加え、訴訟提起時からの遅延損害金等の支払いを命ぜられることとなります。当社経営に重大な影響を与えるこのような事態は避ける必要があることに加え、本件訴訟の存在がリスク要因として当社企業活動の様々な局面で影響を及ぼしていること、訴訟の長期化による株主の皆様にとっての不透明要因の継続などを深く考慮し、和解勧告を受け入れるのが合理的との判断に至りました。その結果、IRI と和解し、本件訴訟を終結させることといたしました。

なお、本件和解に応じた理由は上述のとおりであり、当社および当社関係者が IXI の不正な循環取引を認識していたことや関与していたことは一切ありません。当該循環取引に関し、IXI の元役員 3 名は、有価証券報告書への虚偽記載で有罪判決が確定しておりますが、当社および当

社関係者に対して捜査機関からの接触は一切ないことを付言いたします。

2. 和解の相手方

- (1) 商号 株式会社インターネット総合研究所
- (2) 所在地 東京都目黒区目黒 1-24-12
- (3) 代表者 代表取締役所長 藤原洋

3. 和解の内容

- (1) 株式会社インターネット総合研究所に対し、和解金として 30 億円を支払う。
- (2) 原告及び被告らは、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互確認する。

なお、当社が IXI に非常勤で派遣した役員のうち 2 名も本件訴訟の被告となっておりますが、本件和解の中で、IRI は両名に対する請求を放棄しております。

4. 今後の見通し

本件に伴い、本日（平成 23 年 6 月 20 日）付で公表した「特別損失の計上および業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、特別損失を計上し、平成 23 年 12 月期の業績予想を修正いたしております。

なお、本件和解金の支払い後も財務面で事業遂行に支障が生じることはありません。本件和解により、事業運営上の懸案が払拭されましたので、企業価値の持続的向上になお一層努めてまいります。

以上